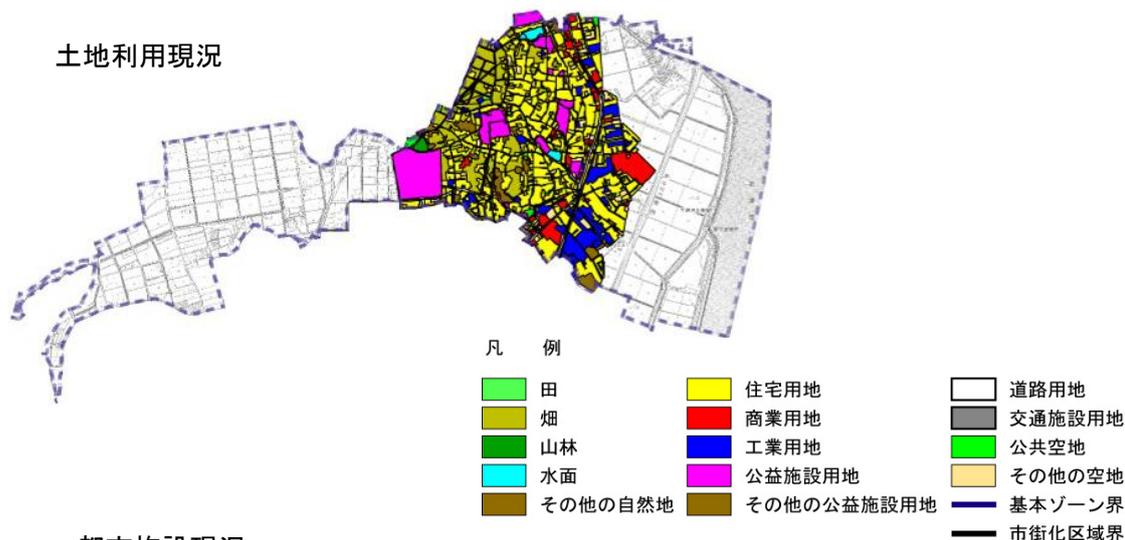


5. 生路地域

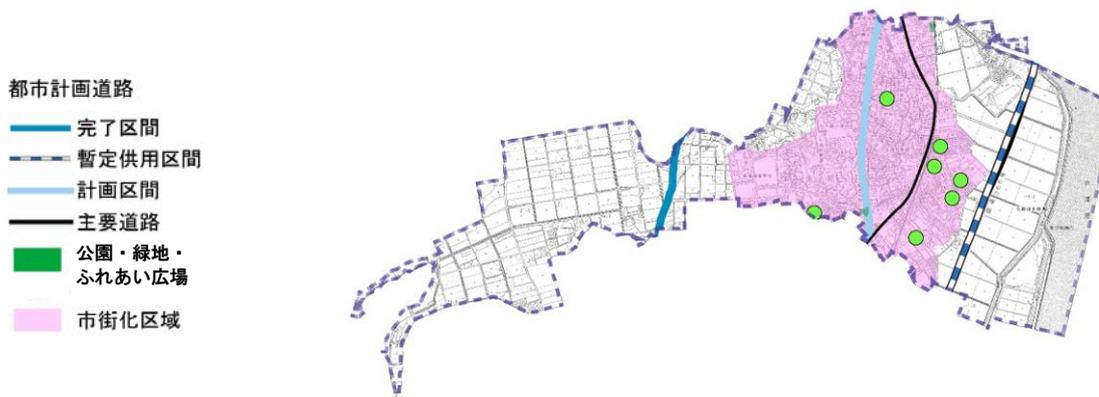
(1) 地域の現況

地域名		生路		地域面積	289ha
人口推移 (人) 【国勢調査】				地域の位置図	
	地域	町	割合 (%)		
昭和 60 年	3,662	38,614	9.5%		
平成 2 年	3,950	40,431	9.8%		
平成 7 年	4,692	42,409	11.1%		
平成 12 年	4,944	45,148	11.0%		
平成 17 年	5,260	48,046	10.9%		
人口密度 (人/ha)					
	地域	町			
昭和 60 年		12.7	12.4		
平成 2 年		13.7	13.0		
平成 7 年		16.2	13.6		
平成 12 年		17.1	14.5		
平成 17 年		18.2	15.5		

土地利用現況



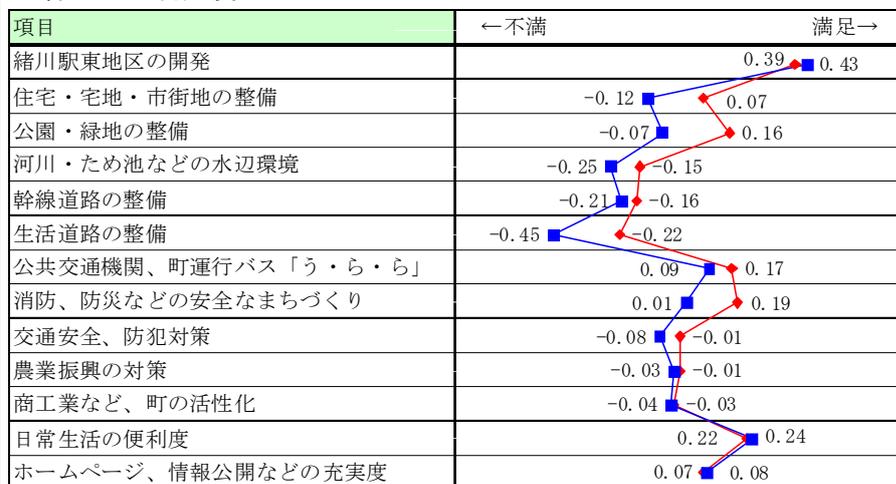
都市施設現況



住民意識

a. 住民意識調査（平成20年10月実施）

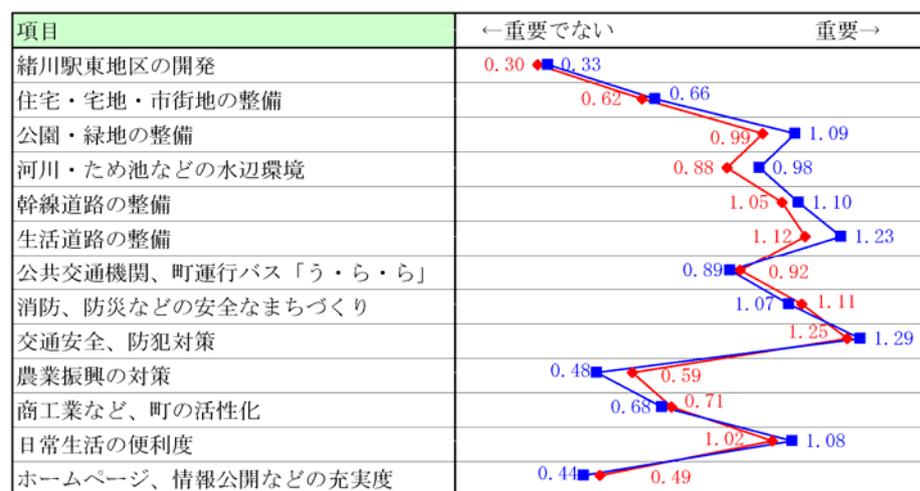
■暮らしの満足度



「日常生活の利便度」の満足度が町平均よりも高くなっている。

— : 町平均 — : 地域平均

■今後のまちづくりの重要度



「交通安全、防犯対策」、「生活道路の整備」、「幹線道路の整備」、「公園・緑地の整備」、「河川、ため池などの水辺環境」の重要度が町平均よりも高くなっている。

— : 町平均 — : 地域平均

b. 地域別懇談会の主要な意見

■道路・交通

- ・歩道の整備
- ・周辺地域へ連絡する道路の整備

■土地利用

- ・里山の保全

■施設の立地・整備

- ・まとまった公園・緑地や身近な公園の整備

(2) 課題の抽出

	現 況	課 題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田地区の土地区画整理事業の実施区域を除く住宅地は、狭い道路が複雑に入り組んだ住宅地となっている。また、常照寺周辺には低・未利用地が残されている。 ○浜田地区の土地区画整理事業の実施区域では、低・未利用地が存在している。 ○浜田地区の土地区画整理事業の実施区域や民間宅地開発地では、都市基盤が計画的に整備された住宅地を形成している。 ○JR武豊線以東の住宅地の一部に、住・工が混在する区域が存在する。 ○地域の人口は継続的に増加している。 ○隣接する地域のJR東浦駅周辺や国道366号沿道には、一部に比較的規模の大きな商業施設の立地が見られる。 ○地域西側などには農業基盤整備事業を実施している区域が広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> □住宅地における防災性の向上を図るため整備・改善が必要である。 □低・未利用地の有効活用が必要である。 □低・未利用地の有効活用が必要である。 □計画的な都市基盤が整った住宅地の維持・保全が必要である。 □住宅が多く立地する区域であるため、長期的には住宅地としての環境整備を図る必要がある。 □増加する人口の受け皿となる住宅地の確保を図る必要がある。 □交通結節点や沿道の利便性を活かしていく必要がある。 □営農環境や農業生産性の維持を目指し、優良農地の保全を図る必要がある。
交通・道路	<ul style="list-style-type: none"> ○(都)大府半田線が未整備であり、国道366号の交通量が多い。 ○生路小学校や生路公民館周辺は狭い道路が複雑に入り組んでおり、地域住民が安心して移動できる道路が整備されていない。 ○市街化区域内においては、狭い道路が複雑に入り組んでいる。 ○地域の住宅地内を通る「う・ら・ら」の路線は2路線であり、一部に車イスに対応していない車両となる時間帯がある。 	<ul style="list-style-type: none"> □都市計画道路の整備を促進し、交通の円滑化を図ることが必要である。 □歩いて暮らせる地域づくりや子ども・高齢者・障がい者に配慮した道路整備が必要である。 □都市基盤の強化や安全に暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。 □地域住民のニーズに対応した「う・ら・ら」の利便性を向上させる必要がある。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティの形成の場としてのまとまった公園・緑地の整備が求められている。 ○住宅地内において、身近な公園などの整備が行われている。 ○伊久智神社や常照寺などの社寺林が分布している。 	<ul style="list-style-type: none"> □衣浦湾に隣接する五号地の活用や、隣接地域の三丁公園を早期に整備する必要がある。 □地域住民の憩いや集いの場として活用を図る必要がある。 □社寺林の緑を保全していく必要がある。

	現 況	課 題
河川・下水道	<p>○大雨などにより浸水した区域が存在する。</p> <p>○下水道(汚水)については、未整備の区域が存在するとともに、整備が完了している区域において未接続のところが存在する。</p> <p>○市街化調整区域の下水道(汚水)整備の計画については、取り組んでいくが整備されていない。</p>	<p>□下水道による雨水対策の整備を進める必要がある。</p> <p>□下水道(汚水)整備の推進を図るとともに、整備済の下水道(汚水)への接続を高め、清潔な生活環境を維持していく必要がある。</p> <p>□市街化調整区域の集落については、経済的な手法を選択する必要がある。</p>
都市環境など	<p>○厄松池や切池などのため池が存在する。</p> <p>○伊久智神社神楽や天然記念物である伊久智神社大楠の森などがある。</p>	<p>□ため池の貯水機能の維持・保全とともに、水害への対策が必要である。</p> <p>□地域資源としてまちづくりに活用していく必要がある。</p>

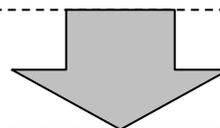
(3) 地域のまちづくりの目標

地域の特性

- 人口は町全体の 10.9%を占め、人口密度は 18.2 人/ha と町平均(15.5 人/ha)を上回る。
- 住宅地は、JR 武豊線、国道 366 号の沿線・沿道を中心に広がっている。
- 国道 366 号と(都)衣浦西部線に挟まれた区域に住宅と工場が混在する地域が存在する。
- (都)山ノ手線以西や、国道 366 号以东には優良農地が広がっている。

地域の主要な課題

- JR 東浦駅周辺を地域の生活の拠点として整備
- 都市基盤の整備が行われていない住宅地における生活道路や歩道の整備により生活環境の改善
- 計画的な住宅地の整備と人口の増加を生かしたまちづくりの推進



都市づくりの目標

- 快適な市街地環境の維持・形成
- 誰もが使いやすく便利な交通体系の整備
- 産業の拠点を活用した産業の振興
- 自然(緑・水)と共生する生活環境づくり
- 全ての人が安全安心を感じる防災都市づくり

地域のまちづくりの目標

- 隣接地域の機能を活かし、安全で快適、そして利便性の高いまちづくり
- 安全安心な生活環境の整備によるまちづくり
- 市街地と農地との共存による良好なまちづくり

(4) 土地利用の方針

<住宅地>

- 都市基盤の整備が行われていない住宅地は、防災面からの安全性の確保に向けた整備・改善を図る。また、低・未利用地については、有効活用に向けた整備・誘導を推進する。
- 浜田地区の土地区画整理事業の実施区域や民間宅地開発により計画的に整備された住宅地は、継続的に土地利用の促進を図るとともに、地区計画などを活用し、建物用途などのルール化により生活環境の維持・保全に努める。
- 国道 366 号以東の工業地域は、今後の土地利用動向に配慮しつつ、長期的には、地区計画の導入や用途地域の見直しも含め、住宅地としての機能の充実を図る。
- (都)山手線以東から既存住宅地にかけての住宅検討地においては、無秩序な市街化を抑制し、長期的には、地域住民との連携の下で、人口の増加に伴う住宅地需要への計画的な整備を検討する。

<商業地>

- J R 東浦駅周辺は、住民の日常生活と関連の深い商業施設の立地を誘導し、地域住民の生活に必要な機能が集積し、生活利便性の高い地域商業拠点の形成を図る。
- 国道 366 号沿道は、日常生活に欠かせない利便施設の立地を図る場としての機能の維持・形成を図る。

<その他の土地利用>

- 住宅検討地の区域を除く農業基盤整備事業を実施した区域内は、生産性の高い優良農地として無秩序な宅地化を抑制し、農用地としての保全を図る。

(5) 道路・交通の整備方針

- 都市計画道路は整備を進め、円滑で安全な道路環境の形成を図る。

◎(都)衣浦西部線は、名古屋市を含む周辺都市との広域的な連携を形成する主要幹線道路として整備を促進し、隣接地域の産業活性化拠点への連絡強化を図る。

◎(都)大府半田線は、周辺都市や町内の連携を形成する都市幹線道路として整備を促進する。また、一部区間において都市計画道路の線形の見直しを検討する。

◎(都)山ノ手線は、本町を南北に連絡する地区幹線道路とする。

- 日常生活に必要な施設や公共公益施設の配置を踏まえ、幹線道路や各種施設への円滑な移動を確保するために、地域内の生活道路の整備を推進する。また、歩道などの整備を図り、安全かつ快適な歩行者空間や自転車空間の確保に努める。
- 市街化区域内の幅員 4m未満の道路については、建築行為に係る後退用地の確保など、安全な市街地の形成に向けた積極的な整備を推進する。
- 「う・ら・ら」の利便性を高め、子どもや高齢者、障がい者など、交通弱者の移動の円滑化を図る。

(6) 公園・緑地の整備方針

- 衣浦湾岸の五号地の北部は、湾が持つ親水性と周辺の農地などの緑を活かした緑地として整備を図るとともに、人々の憩いの場としての環境形成に努める。

- 隣接地域の三丁公園を地区公園として整備するとともに、防災拠点として活用する。
- 市街化区域内においては、地域住民が憩い・集う身近な公園・緑地などの適正な維持・管理に努める。
- 伊久智神社などの社寺林の緑は、保全を図り将来へ継承する。

(7) 河川・下水道の整備方針

- 下水道(雨水)の整備については、緊急度の高い地域から優先して整備を行う。
- 下水道(汚水)の計画的な整備や、下水道(汚水)への接続の向上を図るとともに、適切な維持・管理に努める。
- 全体計画区域外で下水道(汚水)への接続が困難である地域では、個別処理の合併処理浄化槽設置を促進し、環境の整備を図る。

(8) 都市環境の整備方針

- 厄松池などのため池は、ため池の持つ貯水機能の維持・保全を図るとともに、整備を要するため池は、水害の未然防止に向けた整備を推進する。また、周辺の景観を活かした親水空間の創出に努める。
- 伊久智神社など様々な史跡や文化財は、地域の貴重な資源として、まちづくりに活用するとともに、将来へ継承する。

図 まちづくり方針図

